記事提供:日本年金機構 年金事務所

全国健康保険協会 茨城支部 財団法人 茨城県社会保険協会

発行: 財団法人 茨城県社会保険協会 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F

TEL.029-226-8005

社 会 保 険

しばらき

1

平成23年新春を迎えて

2011 January NO.390

- ●20歳からスタート 国民年金
- ●退職後以降の健康保険証は使用できません
- ●傷病手当金と年金等の支給調整



「さざんか」(撮影・水戸偕楽園):日本写真家協会員 藤井 正夫

平成二十三年

春を迎えて

財団法人 茨城県社会保険協会 会長 寺

義

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃は、当協会の事業運営につきまして格別のご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

急速な少子高齢化が進行し、社会構造が変化する中で、医療・年金・介護といった社会保障制度は、国民が安心して

暮らしていくうえで不可欠なものであり、その重要性はますます高まっております。

被保険者とその家族の皆様の健康増進に努めてまいる所存でございます。 本年金機構年金事務所と連携を密にしながら、社会保険制度の普及・広報宣伝活動や、福利厚生事業の充実を図り、 そうした中で、当協会においては、健康保険の保険者である全国健康保険協会茨城支部や公的年金業務を担う日

り事業、各種説明会・事務講習会への協力、年金セミナー等の開催や施設利用補助事業などを積極的に実施してまい 具体的には、広報誌「社会保険いばらき」の発行のほか、職場内における指導講習会及び健康相談による健康づく

でまいりますので、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 社会保険協会事業の重要性に鑑み、皆様方のお役に立てるよう、役職員二同、誠心誠意を尽くして事業に取り組ん

結びに、皆様方のご多幸ご健勝と、貴社のますますのご発展を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

20歳か5スタート

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を負担する制度です。

加入の種類は3種類に分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

第1号被保険者

農林漁業、自営業、学生、無職の方

お住まいの市町村役場の窓口で手続きを行う。

保険料は口座振替や納付書 を使用して納めます。 月額 15,100円 (平成22年度)

第2号被保険者

サラリーマン、公務員の方

勤務先が手続きを行う。

国民年金の保険料は、厚生年金保険、共済組合の保険料に含まれているので改めて納める必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

配偶者の勤務先が手続きを行う。

保険料は、配偶者の加入している厚生年金保険・共済組合の制度が負担するので自己負担はありません。

口座振替の前納が断然お得!

●毎月納める面倒もなく、しかも保険料が安くなるこんないい話があるんです。 1年度分(4月から翌年3月分)を口座振替で一括前払いすると、通常の金額より**3,800円(平成22年度割引額)** も安くなります。

手続きは金融機関、郵便局、年金事務所になります。ご希望の方は2月末日までに手続きが必要です。お得な前納や口座振替など、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

未納はダメ

●保険料を未納にしていると、将来受ける老齢基礎年金が少なくなったり、受けられなくなったりするだけでなく、 不慮の事故等により障害が残ってしまった場合の障害基礎年金を受けられなくなる場合があります。万が一に備え て未納にしないよう心がけが必要です。

納付が困難な方は ~未納にしないために~

所得が少なく保険料を納めることが困難な方は、納付が猶予される制度や免除される制度がありますので必ず確認し申請をしてください。

学生納付特例制度

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に 在籍する学生で前年所得が118万円*1以下の方。

若年者納付猶予制度

30歳未満で本人及び配偶者の前年所得が57万円*1以下の方。

全額·一部免除制度

申請者本人、配偶者及び世帯主の前年所得がそれぞれ一定額*1以下の方。
※1 所得の基準額は扶養親族の人数によって変わります。

詳しくは、お近くの年金事務所または市町村担当係にお問い合わせください。

白交付

退職後、任意継続資格喪失日以降

(被保険者)

退職などの理由により協会けんぽの加入者でなくなった後は、協会けんぽの健康保険証を使って病院等に受診 することはできません。加入者でなくなった後に健康保険証を使用した場合、協会けんぽが負担した医療費 (総医療費から一部負担金相当額を除いた金額)についてはご返還いただくことになります。

なお、ご返還いただいた医療費は、受診日時点に加入されている健康保険制度(市町村・健康保険組合な ど、健康保険証の発行元)から給付を受けられる場合がありますので、詳しくは、各市町村・健康保険組合など へご確認ください。

健康保険証が使用できるのは・・・

会社へお勤め されている方

(ご本人とその家族)

退職したときは、退職日まで。

就職等で被扶養者でなくなったときは、その前日までとなります。

後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、その前日まで。



お亡くなりになられたときは、お亡くなりになられた日まで。

任意継続に加入 されている方 (ご本人とその家族)

加入から2年経過するまで(期間満了日の前日まで)

●就職等で被扶養者でなくなったときは、その前日までとなります。

再就職し健康保険等に加入したときは、その前日まで。

お亡くなりになられたときは、お亡くなりになられた日まで。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ 2 029-303-1582 (直通) 協会けんぽ

☎ 029-303-1500 (代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/ または

|協会けんぽ



🌈 協会けんぽ 茨城支部

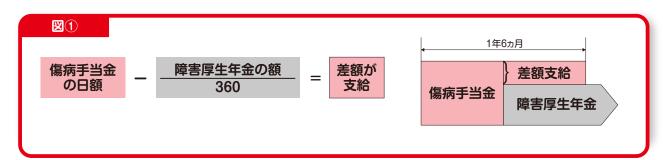
傷病手当金と年金等の支給調整

現在、傷病手当金を受けている従業員が、障害厚生年金を受けとることになりました。傷病手当金と障害厚生年金を両方受けとることはできますか?



傷病手当金を受けられる人が、傷病手当金の支給理由と同じ病気・ケガで障害厚生年金を受けられるようになった場合、傷病手当金は調整されます。

障害厚生年金の額(同一支給理由の障害基礎年金が受けられるときは合算した額)を360で割った額が、傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が受けられますが、傷病手当金の日額より多い場合は、傷病手当金を受けとることはできません(図①参照)。

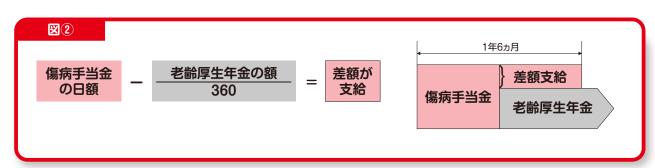


在職中から引き続き、退職後も傷病手当金を受けていますが、老齢厚生年金を受けとることになりました。 今後も傷病手当金を受けとることはできますか?



退職後に傷病手当金の継続給付を受けている人が、老齢厚生年金等の給付を受けられるときは、傷病手当金は調整されます。

老齢厚生年金等の額(2つ以上の老齢退職年金を受けられるときはその合算額)を360で割った額が傷病手当金の日額よりも少ない場合は、その差額が受けられますが、傷病手当金の額よりも多い場合は、傷病手当金を受けとることはできません(図②参照)。



障害厚生年金、退職後の老齢年金を受ける方の傷病手当金の請求について

障害厚生年金、退職後の老齢厚生年金等の支給を受けるようになったときは、「年金証書の写し」および「直近の年金額がわかる書類(年金額改定通知書等)の写し」を傷病手当金支給申請書に添付してください。

なお、**遡って年金が受けられるようになった場合や、年金額が変更になった場合などは、傷病手当金の一部または全額を返還していただくことがあります**。

の健康づくりを応援

(財)茨城県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康の保持・増進のお手伝いとして、次の事業を行って おります。「健康で明るい人づくり・職場づくり」のために事業所内での職場研修に是非ご利用ください。

健康運動指導士を派遣し、 健康体操等の講話や 実技指導を行います。

管理栄養士等を派遣し、 ご希望に応じたテーマで 講習会を行います。

テーマ ●病気の予防 ●生活習慣病等

(財)茨城県社会保険協会 が負担します。

申込方法

事業所で、日時、会場の設定と講演等の内容を定めて(財)茨城県社会保険協会へ申し込みください。 なお、講師の都合等ありますので、1ヵ月くらいの余裕をもってお申し込みください。

お問い合わせ お申し込み

財団法人 茨城県社会保険協会 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階 TEL / 029-226-8005 FAX / 029-231-2522

「ねんきん定期便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」に 関するお問い合わせは「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ

受付時間

▶月~金曜日 午前9時~午後8時

●第2土曜日 午前9時~午後5時

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。 ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。 ※IP電話・PHS用電話(03-6700-1144)の通話料金は、全額発信者負担となります。

般的な年金相談に関するお問い合わせは 「ねんきんダイヤル」へ

受付時間

▶月~金曜日

午前8時30分~午後5時15分

●第2土曜日 午前9時30分~午後4時

DIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

(ナビダイヤル)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。 ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。
※IP電話・PHS用電話(03-6700-1165)の通話料金は、全額発信者負担となります。